解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十四日

愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一

社団法人愛媛県機械金属工業会

代表清算人　富田　耕治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十四日

岩手県九戸郡野田村大字野田第二二地割一一四番地一三

社団法人野田村学校給食協会

代表清算人　小林　寛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十四日

和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前四〇八番地

財団法人共栄教育後援会

代表清算人　小松　洋治

公益信託佐野正一記念教育振興基金第三十一期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に規定する事業については、奨学生二名に対し、二〇万円の奨学金を、会津高等学校に対し、四〇万円の図書購入資金を、総額六〇万円の給付を行った。

二、財産目録（平成二十五年三月三十一日現在）

資産合計　三〇、八八〇、一四三円

負債合計　〇円

正味信託財産　三〇、八八〇、一四三円

平成二十五年八月十四日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託佐野正一記念教育振興基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第十五期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十三件総額六百六十二万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十五年三月三十一日現在）

資産合計　二八、一三九、九一八円

負債合計　〇円

正味信託財産　二八、一三九、九一八円

平成二十五年八月十四日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

北海道爾志郡乙部町字館浦六八六番地の二

破産者　株式会社ナルミ

右の者に対する函館地方裁判所平成二十一年（フ）第二三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五、九三八、七二七、二九三円

一、配当することができる金額

金二四九、〇三四、五五一円

平成二十五年八月十四日

函館市時任町二番一〇号

破産管財人　山崎　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一一条西一七丁目一番、最後の住所札幌市中央区南一一条西一七丁目一番三〇―四〇三号

被相続人　亡　茂野　憲司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十四日

事務所札幌市中央区南一条西一四丁目　ワフスわたなべビル七階　三木・佐々木・山田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　裕輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市大成町チ一一八番地、最後の住所石川県能美市大成町リ九五番地一

被相続人　亡　原　外夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十四日

住所金沢市材木町二五番二三号　事務所金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門三〇三号

相続財産管理人　弁護士　西　徹夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市角間川町字東中上町三七番地、最後の住所愛知県名古屋市昭和区川原通七丁目一四番地　被相続人　亡　河津　碩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十四日

愛知県豊田市元城町四丁目一九番地一名古屋ビル二階

相続財産管理人　弁護士　松山　剛久

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年８月14日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ミサワホームセラミック株式会社　②国土交通大臣(2)6485　③代表取締役　友田秀樹　④東京都杉並区高井戸東２丁目４番５号　廃止した従たる事務所　大阪府茨木市中穂積１―１―59茨木中穂積ビル２階　滋賀県草津市矢倉２―６―12　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都杉並区高井戸東２丁目４番５号　ミサワホームセラミック株式会社　代表取締役　友田秀樹

①株式会社秀栄　②東京都知事939620　③代表取締役　吉田敏夫　④東京都八王子市北野町580番地11　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都八王子市北野町580番地11　株式会社秀栄　代表取締役　吉田敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市上伝馬町三八番地、最後の住所愛知県豊橋市大手町六六番地

被相続人　亡　掛布　眞弓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十四日

愛知県豊橋市東松山町三三番地

相続財産管理人　伊藤　充宏

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十五年七月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十五年八月十四日

栃木県下野市小金井二丁目一一番四号

東電工業株式会社

規約型確定給付企業年金

清算人　上野　健次